

さいたま市教育委員会告示第 14 号

さいたま市文化財保護条例（平成 13 年さいたま市条例第 137 号）第 40 条第 1 項に規定するさいたま市指定天然記念物を次のとおり解除したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 6 日

さいたま市教育委員会教育長 竹 居 秀 子

1 解除したさいたま市指定天然記念物

- (1) 名称及び員数 大日堂のシイノキ 1 本
- (2) 所有者 宗教法人 東光寺

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課文化財保護係
- (2) 電話 048（829）1723